

組合員各位

令和4年4月20日
圏友協同組合
事務局

脱退一時金受給のための一時帰国について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、早速ではございますが、組合員の皆様は日本国籍を有しない方が国民年金・厚生年金の脱退一時金を請求することができるのをご存じでしょうか。

脱退一時金は主に下記①・②を満たした場合に2年以内に請求できる手続きです。(脱退一時金の支給額計算に用いる月数の上限は60月です。)

- | |
|--|
| <p>①国民年金、厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）資格を喪失して日本を出国した場合</p> <p>②日本に住所を有しなくなった場合</p> |
|--|

「厚生年金保健法」で定められ、法的にも認められています。また、法律で定められた要件を満たせば、技能実習生でも特定技能者でも申請することが可能です。

※その他受給のための詳細条件は日本年金機構のホームページをご参照ください。

但し、①・②のように脱退一時金を受給するためには一度退職し、社会保険の資格喪失届を提出する必要があります。

特定技能者等が社会保険の資格を喪失し帰国をした場合、帰国している期間には在留資格の資格活動に従事出来る期間に含まれません。

そのため、今後このように社会保険の資格を喪失して帰国する場合には、帰国月の翌月分から圏友協同組合では監理費を頂かないこととなりました。再入後は、再入国月の翌月分から通常通り監理費をご請求させていただきます。また、建設業界におかれましては、再入国後に国土交通省への再申請が必要なため、通常再申請費用(¥30000)の半額の費用(¥15000+税)をご請求させていただきます。

反対に社会保険を喪失せず帰国した期間では、帰国している期間も在留資格の資格活動に従事できる期間に含まれるため、圏友協同組合に特定技能者等の監理・支援する責任が生じることから通常の監理費をご請求させていただきます。

※技能実習3号の技能実習法に定められた一時帰国はこの限りではありません。

社会保険の喪失に関わらず、今後は帰国月の翌月分から再入国月分までの監理費はご請求いたしません。再入国後は、再入国月の翌月分から通常通り監理費をご請求させていただきます。

また、脱退一時金を受給するための帰国であってもみなし再入国の手続きで帰国することが可能です。しかし、短期の帰国ではなく、特定技能者等の希望として3~4カ月程度帰国したいという意見も多数伺えます。

つきましては、一時的な帰国であっても長期の帰国になる可能性を踏まえ、特定技能者等と余裕をもって帰国スケジュールを話し合ってくださいと幸いです。

何かご不明な点等ございましたらお気軽に担当者までお声がけください。

敬具